

IV 令和2年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和元年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和2年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 令和2年から変わる事項

1 - 1 源泉徴収税額表の改正

下記〔参考〕1のとおり、給与所得控除及び基礎控除に関する改正が行われ、令和2年分以後の所得税から適用されることとなりました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

令和2年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「令和2年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「令和2年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しております。

1 - 2 「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」の変更

「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加され、令和2年分から様式が変更となりました。

この変更は、地方税法の改正に伴い、「給与所得者の扶養親族等申告書」に、本年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者に該当する旨を記載し、申告することとされたことによるものです。

〔参考〕令和2年分から適用される源泉所得税に関する改正事項

次の1から4までの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されますので、令和2年分の年末調整の際はご注意ください。

1 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

(1) 給与所得控除の改正

- イ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

(2) 基礎控除の改正

- イ 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ロ 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

2 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有す

るものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられています。

4 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」^(注1) の新設等

上記1及び2の改正に伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

(注) 1 租税特別措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書をいいます。以下同じです。

2 税務署で配布していた配偶者控除等申告書については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」（3様式の兼用様式）となる予定です。

5 住宅借入金等特別控除の改正

個人が、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が13年間（改正前：10年間）に改正され、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額については、例えば、一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合、次の(1)又は(2)の金額のいずれか少ない金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(1) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

(2) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（4,000万円を限度）×2%÷3

(注) この改正は、住宅の取得等をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。

2 実務上の留意事項

2 - 1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者^(注1)及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件^(注2)の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下（令和元年分までは85万円以下）である人をいいます。以下同じです。

※ 1 上記【参考】3のとおり合計所得金額要件が10万円引き上げられていますが、上記【参考】1(1)のとおり給与所得控除額が10万円引き下げられており、配偶者の所得が給与所得だけの場合については、令和元年分と同様、本年中の給与の収入金額が150万円以下のときは、合計所得金額が95万円以下となります。

2 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

2 平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑤までの申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

ロ 給与の支払者は、「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認+身元確認）を行う必要があります（本人確認については、下記④「マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認」を参照してください。）。

2 受理した「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和2年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

口 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイのなお書き及び(注)2、口(注)並びにハ(注)について、「令和2年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等(異動)申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族等申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に年齢16歳未満の扶養親族の氏名等又は単身児童扶養者に該当する旨等を記載することになります。なお、「住民税に関する事項」の「年齢16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

[記載例] 扶養控除等(異動)申告書の「住民税に関する事項」

(令和2年分 扶養控除等(異動)申告書)

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)								
16歳未満の扶養親族 (平成17.1.2以後生)	(フリガナ)名	個人番号	あなたとの関係	生年月日	住所又は居所	控除対象外の国外扶養親族	令和2年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	佐藤 勝	51561677889900	子	平成11・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円	
	年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。							国内に住居を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。
単身児童扶養者	該当する場合には左記にチェックしてください。	児童扶養手当証書の番号	6677889900	生計を一にする児童の氏名	佐藤 勝	令和2年中の所得の見積額	0円	異動月日及び事由
児童扶養手当証書の番号を記載します(桁数は市区町村により異なります。 ご不明な場合はお住まいの市区町村にお尋ねください)。								
【単身児童扶養者】 令和2年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をしていない者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)の生死の明らかでない者に該当する場合にはチェックを付けます。								

(4) マイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合の本人確認

給与の支払者が、給与所得者からマイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認(番号確認)^(注1)と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認(身元確認)^(注2)を行う必要があります。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- マイナンバーカード(番号確認と身元確認)
- 通知カード(番号確認) + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など(身元確認)*
※ 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー(個人番号)の提供を行う給与所得者本人のみとなります(源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります^(注3))。

- (注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報データベース)を参照することにより確認することも認められています。
- 2 身元確認については、マイナンバー(個人番号)の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。
- 3 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

《マイナンバー（社会保障・税番号制度）の詳細やお問合せ》

- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120 - 95 - 0178
 平日 9時30分～20時、土日祝日 9時30分～17時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く）
 - ※ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。
 - ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）
 - ・マイナンバー制度に関すること 050 - 3816 - 9405
 - ・「通知カード」、「マイナンバーカード」、「公的個人認証サービス」又は「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止」について 050 - 3818 - 1250



《国税に関する社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉（法人番号を含む）の最新情報》

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

(5) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行いますが、この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます^(注1)。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「源泉徴収税額表」を参照してください。

(注) 1 扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。

「扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人が提出した扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与等の支払を受ける人を、その配偶者の提出した扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。

夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等申告書に親族関係書類が添付等された扶養親族等に限ります。

2 - 2 源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、かつ、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、令和2年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 源泉徴収税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成31年（2019年）分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額⑧」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額⑩」欄の金額を転記します。

(3) 上記〔参考〕2の改正に伴い、源泉徴収簿の⑪欄に「所得金額調整控除額」が新たに設けられました。

また、上記〔参考〕1(2)の改正に伴い、基礎控除額については、⑬欄の「基礎控除額」に記載することとされました。

これらの欄は令和2年分の年末調整を行う際に使用しますので、ご留意ください。